



告示第63号

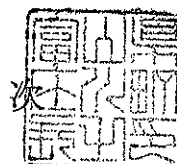
字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による県営中山間地域総合整備事業（となみ山麓地区湯山換地区）の換地処分の告示のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成16年1月6日

庄川町長 藤 森 栄



別記

字の区域の変更調書

市町村名	大字名	従前の大字、字の区域を変更し大字「湯山」に編入する区域	
		字名	地番
庄川町	湯谷	脇谷	134の1、134の2、135の1 136の1から136の3まで、137の1、138の1 138の2、139から141まで、142の1、142の2 143から145まで、146の1、146の3、147の1
市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
庄川町	湯山	堂本	1の1、1の2、2の1、2の2、3の1、3の2 4から8まで、9の1、9の2、10から16まで 18、21、22、36から39まで、40の1、40の2 41、42、43の1、43の2、44から49まで、51 55の1、55の2、56から59まで、60の1、60の2 61の1から61の3まで、63の1から63の5まで 65の1、65の2、66の1から66の3まで、67 68の1から68の3まで、69から72まで、75の1 76から82まで、83の1から83の3まで 84の1から84の4まで、85の1、86の1、86の2 86の4、86の5、87の1から87の3まで、90 91の1、91の2、92の1、92の2、93の1、93の2 94から100まで、101の1から101の3まで 102から108まで、109の1、109の2、110 111の1、111の2、112の1、112の2、113の1 113の2、114、125の1から125の3まで 127から135まで、136の1、136の3から136の5まで 137から142まで、143の1、143の2 144から147まで、148の1、148の2 149から157まで、157の2、158、159の1、159の2 160から165まで、166の1から166の3まで、167の1 167の2、168、169の1、169の2、170、171 172の1、172の2、173の1、173の2、174の1 174の2、175、176の1から176の5まで、177 178の1、178の2、179の1から179の3まで、181

市町村名	大字名	従前の字の区域を廃止する区域	
		字名	地番
庄川町	湯山	堂本	182の1、182の2、183の1から183の3まで、184の1 184の2、185の1、185の2、186の1、187 193から198まで、199の1、199の2 201から205まで、206の1から206の4まで、207 208の1、208の2、209、210の1、210の2 211から213まで、214の1、214の2、215の1 215の2、216、217、218の1、218の2 219から222まで、223の1、223の2 225の1から225の3まで、226、227 228の1、228の2、229の1、229の2、230の1 230の2、231の1、231の2、232の1、232の2 233の1から233の3まで、234から236まで、237の1 237の2、238から243まで、244の1、245 247から249まで、250、250の2 251から282まで、283の1、283の2、289、305 306、307の1、307の2、308から314まで、315の1 315の2、316、322、325、326、328から331まで 332の1、333、337の1、337の2、338の1 339の1、340、340の1、341の1 342の1から342の4まで、343から347まで、351の1 351の2、353の1、353の2、354、358、359 360の1、360の2、361から376まで、377の1 377の2、378から380まで、381の1、382の1 383から386まで、387の1、388、389の1 390から393まで、394の1、395の1 626から634まで、635の1、635の2、636の1 636の2、637の1から637の3まで、638の1、638の2 639の1、639の2、640、641の1、641の2 642から648まで、650、651、659の1、659の2 山27から山31まで、山34から山37まで、山42 山55から山58まで、山59の1、山59の2 山60から山67まで

上記の区域内にある国有地の全部を含む